

様式第1号

車いす仕様車利用申込書

平成 年 月 日

(あて先)

社会福祉法人

名古屋市西区社会福祉協議会会長

申込者 氏名 (利用責任者) 住所 印

電話番号 () -

以下のとおり、車いす仕様車の利用を申込みます。

なお、利用にあたっては運転者及び他の利用者とともに、裏面注意事項を厳守します。

車いす 利用者	氏名		電話番号	()
	住所			
運転者	氏名			
利用日時	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時	分から
	平成 年 月 日 ()	午前・午後	時	分まで
利用目的				
主な行先				
利用人数	人			

(裏面)

車いす仕様車利用上の注意事項

- 1 乗用車は、名古屋市西区社会福祉協議会（以下「社協」という。）が管理する西区民の共有財産です。大切に使用してください。
- 2 使用中は交通ルールを守り、常に安全運転に心掛けてください。
また、目的地における駐車場や待ち合わせ場所の確保は利用者が行い、他の迷惑にならないようにしてください。
- 3 乗用車の燃料費は、実費をご負担ください。（満タン返し）
- 4 乗用車の利用者は、利用内容に変更を生じた場合、速やかに社協に連絡してください。
また、乗用車の他者への転貸、営利を目的とした使用は認めません。
- 5 運転者は免許取得後1年以上で、満年齢が21歳以上の方に限ります。
- 6 乗用車の返却にあたっては車輛の清掃を行い、異常箇所など気付いたことを社協へ報告してください。
- 7 事故が発生したときは、法令等に基づく処置を適切に行った後、速やかに社協へ連絡し、指示に従ってください。（「事故が起きたときは」参照）
- 8 乗用車の貸出中に発生した事故に対する補償は、乗用車が加入している自賠責保険及び任意保険の範囲内とし、保険の対象にならない損害賠償等一切の責任は、すべて利用者で負担していただきます。

任意の自動車保険の内容	(1) 対人補償	無制限
	(2) 対物補償	2,000万円
	(3) 搭乗者傷害補償	1,000万円
- 9 事故が発生したときは速やかに社協へ連絡し、指示に従ってください。
- 10 上記の内容に同意いただけない場合は、利用を認めません。

社会福祉法人 名古屋市西区社会福祉協議会
〒451-8508 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
TEL (052) 532-9076 FAX (052) 532-9082

事故が起きたときは

あわてずに、次の処置を行ってください。

①負傷者の救護をします。

人身事故の場合、その場で適切な処置をとり、負傷者を運んでください。

(救急車は119番)

②続発の事故を防止します。

事故車をそのままにしておきますと、交通の邪魔になるだけでなく、第二次事故発生の原因ともなります。

他の交通の妨げにならないような安全な場所に車を移動し、エンジンをとめてください。

③警察へ届け出をします。

人身事故はもちろん、物損事故の場合にも警察への届け出をしてください。

④相手方の確認とメモ（氏名、住所、電話番号、車両ナンバー）をとります。

⑤西区社会福祉協議会へ連絡します。（ただし、休業時間中は後日報告）

名古屋市西区社会福祉協議会（月～金（祝日除く）午前8時45分～午後5時30分

住所：名古屋市西区花の木二丁目18番1号 西区役所等複合施設5階

電話：(052) 532-9076

⑥西区社会福祉協議会が休業時間中は保険会社へ連絡をします。

中部自動車共済協同組合 愛知県支部

電話：052-872-4862